

(整理番号 2 4 1 4)

長野地方最低賃金審議会

第 2 回長野県計量器等製造業専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 18 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 9 月 30 日 15 時 00 分～15 時 45 分 長野労働局 1 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県計量器等最低賃金の改正審議について 2 その他		
議 事 録			
開会			
○岡田賃金室長			
<p>それでは、定刻となりましたので、長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度長野県計量器等製造業最低賃金の第 2 回専門部会を開催いたします。まず本日の定足数の確認ですが、本日は、委員 9 名中 9 名全員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の専門部会は原則公開となっておりますが、事務局で傍聴人を募集しましたところ、希望者はいなかったことをご報告いたします。なお、議事録は非公開の個別協議以外は公開となりますので、ご承知おきください。それではこれからの議事進行につきまして沼尾部会長よろしく願いいたします。</p>			
○沼尾部会長			
<p>本日より実質的な計量器等製造業の特定最低賃金についてご審議いただきます。よろしくお願いたします。議事に入ります前に 2 つほど。今、事務局から説明がありましたとおり、本日の専門部会は原則公開となっております。また次回以降につきましても同様です。率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある等の場合は、委員の皆様のご意見もお伺いしながら、部会長の判断によって非公開といたします。ですから、審議状況によってここは非公開にしてくれというような申出はその都度いただければ判断す</p>			

るということになります。これが1つ目です。2つ目は、いつものとおりですけれども、本日の議事録確認委員を指名いたします。労働者代表委員からは風間委員に、使用者代表委員からは小林委員をお願いいたします。

それでは次第をご覧ください。まず、議題(1)の計量器等最低賃金の改正審議についてでございます。まず、資料3に昨年度の部会長報告書がございます。それと、資料4が会長名の答申文となっております。ご確認いただいた上で、資料3を1枚おめくりいただいて、別紙2がございますけれども、こちらに改正決定に関する項目が列記されております。1、適用する地域、2、適用する使用者、3、適用する労働者、4、前号の労働者に適用される金額、5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、とあります。このうち、4の金額以外の事項については昨年と同様でよろしいか、お諮りいたします。いかがでございましょうか。

(「異議なし」を確認)

よろしいですか。異議はないようですので、金額以外の項目については、昨年度と同様といたします。

○沼尾部会長

それでは金額についての審議に入ります。まず、労使双方から基本的な考え方を発表していただいてから審議を進めることといたします。最初に労働者側から、その次に使用者側から、この順番でご発言をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

では、労働者代表委員から基本的な考え方について発表をお願いいたします。

佐野委員

本日のこの特定最低賃金の専門部会の位置づけとしましては、やはり長野県の地域別最低賃金より高い水準で設定していく、まさに特定の産業の最低賃金の賃金水準を定めるといったことが目的です。地賃よりも優位性があることを担保する必要性があると判断されてこの場が設定されていると考えております。あと2つほど申し上げますと、やはり人手不足というのが深刻化しております。優秀な人材の確保、それから人への投資、そういった側面でのこの最低賃金の意義というものがあるというふうに考えております。3点目にはやはり物価上昇、消費者物価の上昇が続いている状況が続いているということ。2023年の我々労使の中の春闘交渉も過去最高の賃上げ水準で推移をまいりました。さらに今年の2024年の春闘の結果というのも昨年を上回る過去最高水準でありました。しかしながら、物価上昇が続いている現状においては、実質賃金は減ってマイナスになっているということが続いております。そういったことから、労働者の生活の安定、まさに最賃法の目的にも書かれております

この安定を目指した最低賃金についての真摯な議論をお願いしたいと考えております。私から以上になります。

沼尾部会長

ありがとうございました。では、次に使用者代表から発表をお願いします。

井出委員

それでは申し上げます。需要の減少や国際情勢の変化等もあり、コスト高が続くという環境は変わっていないと思っております。コスト高が続く製造業の中では、景況感が非常に低下している、特に中小企業や小規模事業者と言われる層については、特段景況感が低下しているというふうに感じております。毎月私共も情報連絡委員の皆様方、各業界の皆様方から景況等についてアンケート調査をさせていただいて状況報告をいただいておりますけれども、プラスチック関係等でも売上げの大幅な減少、また収益面での減少との回答が見えてございます。また、半導体関連におきましても、まだ動きが感じられないというようなお話、またロボットの動きも悪いというような報告をいただいているところでございます。また、過去の状況になりますけれども、日銀の短観を見ましても、電気機械器具については24年3月期がマイナス17.6、6月期でマイナス25と悪化をしていると、海外の景気後退によるところも大きいかと思っております。非常に厳しい状況が続いているというように思います。製造業では3四半期連続の悪化、6四半期連続でマイナス圏というような中で推移していると報じられております。各企業に例外なく適用される罰則規定のある最低賃金の引き上げには、意味合いも異なるというふうに感じていただいておりますし、特に小規模事業者の労務費負担の増加というのは懸念される材料であると思っております。繰り返しになりますが、原材料や燃料価格の高止まりですとか、人材確保定着を見越したいいわゆる防衛的な賃上げによる労務費の負担増など、価格転換が進まず、収益が圧迫され、賃上げ原資の確保難等がありまして、課題は山積しているというのが中小、小規模事業者を取り巻く経営環境だと感じてございます。今回の調査におきましても製造業の中でも景気が良いとするのは16%程度にとどまり、悪いが37%程度で、製造業の悪いと数字がかなり上回っている状況でございますし、今年後半期の見通しにおきましても、製造業の中では良いとの回答が16%、悪いとの回答が39%あるというような状況の中で、製造業は改善の見通しがなかなか立ってこないというふうに理解できるかというふうに思っております。春闘の賃金改定についてはかなり引き上げられた状況かと思っておりますけれども、繰り返しになりますが、これもやはり中小、小規模事業者においては、やはり労働力の確保定着という防衛的な賃上げが大半を占めていると思っておりますし、私どもが調査をさせていただく中でも8割方がそのような回答をしております。業績アップによるところは7%程度にとどまっているというのが現状かと思っております。非常に経営状況は厳しい中でございますので、そうした中で特に経営課題であります価格転嫁についてもできているという回答が増えてはいるものの、全く転換ができていないという回答も3割強あるというような中で、非常に改善が進まないというところもあるかと思っておりますし、収益が圧迫され、原資確保に苦慮している状況というのは引き

続き伺える状況であると思っております。今般、県最賃が50円という大幅な引き上げとなり998円まで上がっている中で、産業の優位性については確かに認めるところですし、リーディング産業として頑張らせていただいていることはよくわかっておりますが、県最賃との差については、もう1,000円が目前という状況の中で考えますと、厳しい経営環境を背景に慎重に考えていかなければいけないのではないかと感じているところでございます。そんな中で、中小製造業は非常に厳しい状況にございますので、そういった賃金の支払い能力等について、十分にご配慮いただいた上でご審議いただきたいと思っております。以上でございます。

沼尾部会長

ありがとうございました。ただいま労使双方から基本的な考え方が示されました。これについて質問、意見等がありましたらどうぞ。

風間委員

会社や国際情勢、国内の経済状況などについては、私たちも労使の協議の中で認識をしています。それは経営者側と大きな隔たりはないと考えております。生活必需品の消費者物価指数の上昇率が平均5%を超えていることや、春闘においては5%を超える賃上げが実現したことを重視して、今年の県最賃の引き上げも過去最大となっているものと思います。先ほどお話がありましたとおり、電気産業は高品質のものづくり、あるいは情報産業技術こういった強みを活かして、今言われておりますデジタル化、そして脱炭素化の実現に貢献していくことが求められており、産業としてのさらなる発展も期待されているところだと思っております。賃金の引上げは企業にとって負担を伴いますが、ご承知のとおり国の支援制度も整えられています。それらを活用して産業の能力を高めて、優秀な人材の確保、そして人材の定着を図る観点からもこの最低賃金を電機産業にふさわしい水準に引き上げていくことが重要であると考えております。それも踏まえて、この場での議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

沼尾部会長

はい。ご要望という形で承りました。他にご意見、ご質問はありますか。

山口委員

私も審議に入る前の基本的な考え方で、要望ということになるかと思いますが、先ほど井出委員より細かくご説明をいただきました。我々としても同じ危機感というものは当然ながら持っております。その中で支払い能力のお話もいただきました。ただし、この特定最低賃金の審議は県最賃と違いますので、長野県で働く誰でも同じ金額にしようというお話ではございません。先ほど確認した資料の3、適用する労働者のところにあるとおり、18歳未満であったり65歳以上であったり、あるいは雇入れから6か月未満の技能習得中の方ではなく、しっかりとした技能を持っている人に対して適用しようということになりますから、誰

でもその金額にしましょうという話ではございませんので、そういったことからいくと、今回県が出している春闘の妥結率は労働組合がある会社が多いだろうと思いますが、しっかりとした金額的なものを出されている産業でありますし、支払能力ということでは、ある程度の利益も確保できている中で会社側としても出せた金額であるということもありますので、確かに中小企業もあるということで一緒にたにできるわけではないと思いますが、いずれにしろすべての産業にというわけではなくその対象となる産業に目を向けた中での春闘の妥結率などもらみながらしっかり議論をさせていただきたいと思っておりますので、支払い能力については、すべて一緒にたにということではなくて、やはり対象は誰なのかということと、どの産業が対象なのかということをしかり見極める中で、その支払い能力というものが本当にその議論の理由に当てはまるのかどうかということ、我々も含めてしっかりと議論させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

沼尾部会長

ありがとうございました。その他にございますでしょうか。

聲山委員

県最賃が50円と非常に大きく上がっていますし、今回、計量器のほうももちろん賃上げという形で検討するので、支払い能力がある会社もあれば、ない会社もある中で、それなりの額ではまとまっていくだろうと。やっぱり世の中の流れもありますしね。物価の関係もあるし、支払いの関係もあると思う。それなりの金額で上げていくと思うけれども、やはり金額がどれくらいになるかというのは非常に大きな問題で、例えば50円の支払い能力がありますという大手みたいなところもあれば、小規模企業はとてそんなことはないということも山ほどありますから、そこら辺のバランスを見ながらやっていかないと。能力はあるけれどもとてここまで行かない、でもこれくらいだったらできる、それをどういうふうに私たちとしては資料など見極めて結論を出していくのが大事だと思ひますので、ある程度の数字は考えたいと思うが、でもこういう数字はきついじゃないのかと、そこをお互いに考えていければよいと思ひます。

沼尾部会長

ありがとうございます。他にはございますか。

小林委員

一番良いのは最低賃金を含めて賃金が生活を保障するためにアップすることですし、賃金アップは当然あってしかるべきだと思ひます。ただ、大事なのは、賃金がアップしてやっていけない会社もかなりあるということ。良い人材を取るために賃金アップが前提となることは中小企業、特に零細企業の人たちは分かっているけれども、それでも応募してくる人がいない。昔は学生の応募は二通りに分かれていて、大企業、官公庁を希望してそのために学校で一生懸命勉強してきたという人たちと、一念発起をして起業して自分のやりたいことをや

ろうという人たちがいましたが、今は安定を求めて、すなわち、給料が高い、時間外が少ない、休みが多い、できれば週休3日か4日の会社を求め。これからはITだAIだという話が広まってきて、給料が高い、休みが多いといって安定を求められると、それでは中小企業がいくら賃上げしても人が来ないわけですよ。さらに、今年の中小零細の統計でいくと6.7%がやむを得ず賃金を上げたということです。優秀な人材を採りたいとかではなくて、そうしないと人が来てくれない、応募すらないというのが実態です。あともう一つは、災害が多かったら保険料が上がりますし、10月1日付けでいろんな物価が上がり、スーパー含めて食品関係も値上がっていますが、中小零細は取引価格を上げられない。上げられないのは、材料費とか人件費とか電気代が上がっても取引先が取引価格を上げることを認めてくれないからです。皆さんの属しているような大手の会社に価格交渉しても企業努力しなさいよと言われ、DXだGXだとか色々言うけれど、それには投資をしなければならず、でも投資するお金がないわけですよ。こういう実態の中で、賃上げありきであっても上げられるレベルは最低限でないとやっていけない。日本の99.7%は中小零細企業なので、何とか中小零細企業のことを考えてあげないといけない。ですから、賃上げありきはいいいけれども、賃上げの額を本当に考えていかないと中小企業は立ち行かず、中小零細無くして大手は無いと会社の代表として思います。努力してない企業が違ふところにお金を使ってしまうということであれば、そういう企業は淘汰されていくかもしれませんが、給料を上げたくても上げられない実情の企業もある。手形でもらっても、手形を割ってくれる会社がない。最近は現金でやりなさいと言っていますが、現金手形を受け取れない会社との取引はしないという超大手の会社もあります。自分ところでは支払わないけれども仕入れ業者に対しては厳しいこと言うマスコミでも有名な大手はいっぱいあるわけです。そういうこともよく理解してこの賃上げのミーティングをより良いものにして、中小零細の企業の立場をご理解いただいて金額を決めていただければと思っております。基本的な考え方はそういうことでございますので、よろしく申し上げます。

沼尾部会長

ありがとうございました。改めて他にございますか。よろしいですか。

(「なし」を確認)

それでは基本的な考え方を伺いました。それでは、現時点での具体的な金額についてご提示をお願いいたしたいと思っております。再三繰り返すようですけれども、本日の部会は原則公開でありますので、金額提示とその後の意見交換の公開、非公開について、改めて皆さんにお諮りをいたしたいと思っております。労働者側、使用者側の皆様のご意見はいかがでございましょうか。

山口委員

本日の金額提示と意見交換であれば、公開で結構です。

井出委員

公開でいいです。

山口委員

1点だけ確認させてください。本日の審議に先行して、はん用機械器具製造業の審議をされていると思いますが、そこでの公開、非公開はどのようにされていたのでしょうか。というのは、金額提示の公開がはん用のほうにも影響してしまうようでは、公開されてもあまりよろしくないのではと思います。はん用のほうに傍聴人がいたのかも分からないので、一応確認だけさせていただければと思います。

沼尾部会長

それでは事実関係だけ教えてもらえますか。

岡田賃金室長

先日のはん用の審議におきましては、傍聴人はおりませんでした。金額審議については、早い段階から金額が提示されまして、その後の意見交換についても公開ベースで話が進んでいました。次回からは、金額の細かいやり取りをする中で、非公開の個別協議を申し入れられるかもしれませんが、先日は公開による金額提示と意見交換でした。以上です。

山口委員

それであれば、本日は公開で結構です。

沼尾部会長

それでは本日の金額提示と意見交換は公開とさせていただきます。審議を進めているうちに、ここからは非公開でということがあれば、それは申し出ください。それでは、労働者代表委員から金額のご提示をお願いいたします。

佐野委員

それでは金額の提示をさせていただきます。労働者側としましては、72円の引き上げをお願いしたいと思っております。根拠は二つございます。まず一つは2024年度の地域別最低賃金の全国加重平均が1,055円ですので、特定最低賃金も同額を目指していくということです。昨年は1,000円を目指して交渉させていただきましたけれども、もう1,000円は目前だということでもありますので、全国加重平均1,055円との差額72円の引き上げと考えております。もう一つは影響率でございます。今回いただいている資料からしますと、この1,055円にしますと19.7%の影響率だということでもあります。昨年の交渉におきましては、38円の引き上げで、結果983円になったわけですが、その時の影響率は昨年のデータで19.5%でした。そうしますと昨年と大きく変わらないと考えておりまして、この72円を提示いたしま

す。以上になります。

沼尾部会長

ありがとうございました。それでは次に使用者代表委員から金額提示をお願いいたします。

井出委員

いずれにしても根拠を持って進めていきたいと思っておりますので、基本的には厳しい状況にあるところで今 983 円まで来ていて 1,000 円目前という中で、1,000 円はしっかり見る形をとらせていただきますが、特に中小企業、小規模事業者の製造業は非常に厳しい状況でございますので、そういった皆さんに調査をされた統計が一番大前提になるかと思えますので、賃金改定調査の別表 4 の を使って、昨年から在籍していた従業員さんの賃上げ率 2.9%を現在の最賃額に掛けると 28.5 円となりますので、29 円を引き上げて 1,012 円ということで提示をさせていただきたいと思えます。

沼尾部会長

ありがとうございました。ただいま労使双方から金額の発表がありました。これについて、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

風間委員

先ほどの 2.9%の数字はどここの資料になりますか。

井出委員

今回の資料にはありません。地域別最賃の審議のときの資料です。

聲山委員

影響率が昨年とほぼ同じ 19.7%ということですが、昨年も今年も 2 割の企業に頑張ってくれというのは影響が大きすぎるんじゃないかなと思います。2 割って非常に大きいですよね。昨年と同じということは分かるけれども、毎年、毎年、また俺たちの業種が上がるのかと。価格の規模として大きすぎると思います。

山口委員

捉え方がそれぞれあるのは当然で、使用者の皆さんが大きすぎるというのは分かりますが、地域別最賃のときの話をしてはいけないのかもしれませんが、地域別最賃の影響率が 17%ぐらいで、他県の影響率と比べるとかなり低い率であったと認識していますし、2 割が高いか低いかは一概に言えませんが、じゃあどこまでの影響率なら許容されるのかというのは数字的に出せるわけではないと思いますし、19%だったらその 19%の会社がすべて倒産してしまうのかということとそれも違う話だと思いますので、もう少し中身の議論をさせていただいて詰めていきたいと思えます。数字的に詰め切れるかは別としても、その辺の議論はさせていただ

きたいと思います。我々とすれば、昨年 19%でやってこられて企業側の皆さんにも踏ん張っていただいておりますので、今年も数字的にはその辺をにらみながら議論させていただきたいと思います。我々としては、影響を少なくというよりはその領域を広げていくということが一つの目的でありますから、そういったことも踏まえて議論させていただければと思います。

小林委員

実際にコロナとか災害があって、調査では倒産する中小企業が 2.5%増えています。コロナ禍で無利子無担保の借入れをしたはいいけど結局返せずに倒産する会社増えている。会社としては踏ん張っているところに賃上げもしないといけないということで、無理して賃上げしたところはやっぱりあると思います。会社として無理しなければいけないのかもしれませんが、踏ん張りきれない会社もある。また踏ん張るために賃上げをすればいい人材が来るかというところと来るわけないんですよ。だからそういう面で行くと、やっぱりちょっとすごい金額だなと思って、労使の差がかなりありますので、そこはご理解いただかなければと思っております。

沼尾部会長

他にいかがですか。よろしいですか。労働者側から 72 円引き上げの 1,055 円、使用者側から 29 円引き上げの 1,012 円のご提示がありました。まだまだ金額に開きがございます。労使双方の金額とご主張については次回の専門部会までにご検討いただくということをお願いしたいと思いますが、それでよろしいですか？

井出委員

こちらの意見は申し上げたとおりですが、なかなか高い金額ですので、もう少し差を縮めていただきたいと思います。次回まで結構ですが。

沼尾部会長

それでは、次回専門部会で今日以降のご検討の結果を発表していただきたいと思います。その上で、労使委員の皆様には、全会一致による結審に向けて最善を尽くしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

議題の 2 です。その他、事務局から何かありますか。

岡田賃金室長

事務局から改めて今後の日程についてご確認をさせていただきたいと思います。資料 2 をご覧ください。次回、第 3 回の専門部会につきましては、10 月 15 日火曜日午前 10 時から本日と同じ労働局 1 階会議室にて開催いたします。また、予備日の第 4 回につきましては、10 月 16 日水曜日午前 10 時からの開催を予定しておりますが、開催場所は労働局 2 階会議室となります。委員の皆様には連日ご負担をおかけすることになるかもしれませんが、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

沼尾部会長

その他、労働者代表委員からございますでしょうか。

(「なし」を確認)

使用者代表委員からはいかがですか。

(「なし」を確認)

それでは、本日は以上をもって閉会といたします。お疲れ様でございました。

閉 会